

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月25日

【会社名】 ペプチドリーム株式会社

【英訳名】 PeptiDream Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 窪田 規一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

【電話番号】 03(3485)7707

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 関根 喜之

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

【電話番号】 03(3485)7707

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 関根 喜之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年9月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条の一部を変更するものであります。なお現行定款第30条の変更につきましては各監査役の同意を得ています。

このほか、資本政策及び配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を定款第37条として新設するとともに、これに伴い、同条の一部と重複することとなる現行定款第7条及び第46条を削除するものであります。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、重複する規定の削除及び一部文言の修正を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、窪田規一、リード・パトリック、関根喜之、菅 裕明、舛屋圭一の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、笹岡三千雄、田中 淳、長江敏男の各氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額10億円以内（うち社外取締役分は1億以内）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額2億円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	95,062	10,368	0	(注)1	可決 (87.54%)
第2号議案					
窪田 規一	104,643	787	0	(注)2	可決 (96.36%)
リード・パトリック	105,288	142	0		可決 (96.96%)
関根 喜之	105,284	146	0		可決 (96.95%)
菅 裕明	95,094	10,336	0		可決 (87.57%)
舛屋 圭一	105,288	142	0		可決 (96.96%)
第3号議案					
笹岡三千雄	105,303	127	0	(注)2	可決 (96.97%)
田中 淳	95,293	10,137	0		可決 (87.75%)
長江 敏男	105,302	128	0		可決 (96.97%)
第4号議案	104,787	643	0	(注)3	可決 (96.50%)
第5号議案	104,447	983	0	(注)3	可決 (96.18%)

- (注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- (注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (注) 3 . 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。